

第17期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月18日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

ベルサール六本木  
グランドコンファレンスセンター  
ROOM H+I  
東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
東京メトロ六本木一丁目駅直結

※ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終了後、同会場にて経営近況報告会を開催しますので、引き続きご参加下さい。詳細は4頁をご覧ください。



テクノロジーと公正の精神で、  
豊かさが循環する社会を創っていく。

住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長（CEO）

円山法昭

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が縮小する中、消費や設備投資など経済活動の正常化に向け、回復傾向がみられるとともに、金融資本市場においては、2024年3月に日本銀行がマイナス金利政策の解除とイールドカーブコントロールの撤廃を決定したことで、変化の兆しが見えてきております。

当社グループを取巻く事業環境は、スマートフォンをはじめとする身近なデジタルデバイスの普及による生活様式の変化、金利政策の影響を受け、これまで以上のスピードで変化しておりますが、これらの変化は、当社事業全般にとって追い風と認識しております。

テクノロジーの急速な進展、社会課題の拡大・深刻化など、刻々と変化する環境下において、当社は金融を超える「テックカンパニー」を目指し、最先端テクノロジーを駆使したイノベーションを起こすべく「創造」と「変革」を繰り返し、時代を先取るプラットフォームサービスの開発・提供に果敢に取り組んでおります。

その結果、当社の2024年3月期の業績は、純利益248億円（前年同期比+24.6%）<sup>\*1</sup>となり、ROE<sup>\*2</sup>においては17.5%（2023年3月期 14.3%）、PBRは2.31倍<sup>\*3</sup>（2023年3月期 1.39倍）と順調に推移いたしました。

当社は、持続的な成長の実現に向け、お客さまの満足度を最も重要な経営指標の一つとしております。商品性の向上はもとより、お客さまのサービス利用時のユーザビリティを追求し、優れたUI・UXによるサービス利用をいただけるよう、日々研究および改修を行っております。その結果、外部調査機関による調査において、長きにわたり数多くの顧客満足度No.1<sup>\*4</sup>を獲得し続けています。

また、主力事業の一つであるモーゲージ事業では、住宅ローンの新規実行額において国内行

No.1<sup>\*5</sup>と、多くのお客さまにご支持いただいております。お客さまの多様なニーズに寄り添った商品開発・提供に加え、当社独自の代理店モデルの構築により、お客さまが対面でご相談いただける「住宅ローン相談窓口」を全国に設置しており、今後さらに店舗を拡大していく計画です。AI審査や、BtoBtoCプラットフォーム「かんたん住宅ローン」の提供など、住宅ローン手続きの完全DX化を実現し、お客さまと不動産事業者のお手続きに係る時間と労力の低減に向けた取組も強化しております。

そして、BaaS（バンキングアズアサービス）事業の「NEOBANK<sup>®</sup>」<sup>\*6</sup>は、多業種の大手企業を中心に提携先数16社<sup>\*7</sup>・提携合意済みを合わせますと20社以上と、順調に提携社数を伸ばし、提携先顧客への金融サービスの提供機会の拡大を背景に、収益となるアカウント手数料が大きく伸長しております。「NEOBANK<sup>®</sup>」を通じ、提携先独自のサービスの充実や顧客接点の強化・顧客体験の向上に貢献してまいります。

さらに、当社グループは、非金融事業であるTHEMIX事業においては、金融データプラットフォーム事業の推進により、マーケティングの最適化に取り組む「THEMIX Data」や、最先端テクノロジーを活用した林政DXの推進・カーボンプレジット事業の推進により、第一次産業の課題解決に取り組む「THEMIX Green」など、気候変動をはじめとするさまざまな社会課題の解決に向け、取り組んでおります。

今後も、ステークホルダーの皆さまに選ばれる銀行であり続けるため、「テクノロジーと公正の精神で、豊かさが循環する社会を創っていく。」というコーポレートスローガンのもと、社会への貢献に積極的に取り組むとともに、銀行を超えたテックカンパニーとしての持続的成長を実現してまいります。

より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

\*1：純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益。

\*2：ROE＝株主に帰属する当期純利益÷自己資本（期首期末平均）により算出。自己資本＝純資産の部-非支配株主持分により算出。

\*3：2024年3月31日時点、株価による。

\*4：多数の評価機関で顧客満足度第1位を獲得。株式会社oricon MEより2023年オリコン顧客満足度<sup>®</sup>調査 ネット銀行 総合第1位を獲得。公共財団法人 日本生産性本部サービス産業生産性協議会より、2023年度JCSI 銀行業種 第1位を獲得。NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)より、NTTコム オンライン NPS<sup>®</sup> ベンチマーク調査 2023銀行部門 第1位を獲得。

\*5：住信 SBI ネット銀行調べ（2023年3月31日時点）：りそなホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、みずほフィナンシャルグループを含む国内行および当社の開示資料に基づく。

\*6：「NEOBANK<sup>®</sup>」は、住信SBIネット銀行の登録商標。登録商標第5953666号。

\*7：2024年3月31日時点。



# 株主各位

証券コード：7163  
2024年5月30日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月23日)  
東京都港区六本木三丁目2番1号

## 住信SBIネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山法昭

### 第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社コーポレートサイト】 <https://www.netbk.co.jp/contents/company/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】


<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「住信SBIネット銀行」(SBIは全角)又は「コード」に当社証券コード「7163」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月17日（月曜日）午後5時**までに議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1 開催の日時	2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）	
2 開催の場所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木 グランドタワー9階 ベルサール六本木 グランドコンファレンス センター ROOM H+I	 スマートフォンやタブレット端末から右記の「QRコード」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。
3 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件	

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

### 議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合	書面（郵送）で議決権を行使される場合	インターネットで議決権を行使される場合
議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。	議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。	次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。
…………… 日時 ……………	…………… 行使期限 ……………	…………… 行使期限 ……………
<b>2024年6月18日（火曜日）</b> <b>午前10時</b> (受付開始：午前9時30分)	<b>2024年6月17日（月曜日）</b> <b>午後5時到着分まで</b>	<b>2024年6月17日（月曜日）</b> <b>午後5時入力完了分まで</b>

- (注) 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。  
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知下さい。

## インターネットによる議決権行使、事前質問受付及びバーチャル株主総会のご案内

お手元のスマートフォン等で議決権行使書  
用紙に記載のQRコードを読み取り簡単に  
アクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。



### 議決権行使（スマート行使）

行使期限：2024年6月17日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへ  
アクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」  
を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 事前質問

受付期間：2024年5月30日 午前9時から  
2024年6月11日 午後10時受付分まで

※いただきましたご質問は、本総会当日にご回答するか、本総会終了後に当社コーポレートサイト  
にご回答を掲載する予定です。なお、類似のご質問はおまとめてご回答する他、すべてのご質問  
に対してご回答するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### バーチャル株主総会

日時：2024年6月18日（火曜日）  
午前10時から、下記「経営近況報告会」終了まで  
(配信ウェブサイトは同日午前9時50分頃に開局予定です。)

URL: <https://v.srdb.jp/7163/2024soukai/>

以下のID及びパスワードをご入力下さい。

ID : SSNBsoukai

パスワード : 20240618



※ライブ配信では議決権を行使することができませんので、ご視聴される株主の皆さまにおかれま  
しては、2024年6月17日（月曜日）午後5時までに、書面又は電磁的方法（インターネット）に  
より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

※ご使用の機器やインターネットの通信環境によっては、ご視聴いただけない場合や映像・音声に  
不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社コーポレートサイトにてお知らせいたし  
ます。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031  
(フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

### ■ PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力のうえアクセスして下さい。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

## 「経営近況報告会」に関するご案内

本総会終了後、同会場にて「経営近況報告会」を開催いたします。

経営近況報告会は、本総会とは別に、代表取締役社長（CEO）円山法昭より、当社グループの事  
業内容、最近の経営状況、今後の展望などについてご説明するものです。

本総会に引き続き、ご参加いただきますようお願いいたします。

### ご留意事項

・経営近況報告会は、本総会に引き続きライブ配信いたします。配信ウェブサイトは、上記バーチャル株主総会と同じです。

・本総会同様、事前質問を受け付けます。類似のご質問はおまとめてご回答する他、すべてのご質問に対してご回答するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして認識しており、財務規律を維持しながら、利益と資本のバランスを踏まえて、安定的な株主還元を考慮した上で、配当を実施する方針です。

このような方針のもと、以下のとおり第17期の期末配当をいたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当て  
に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **9円**

総額 **1,357,129,449円**

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき16円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月19日

## 第2号議案

# 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたします。本議案は、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において本総会への議案上程を決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名				性別	現在の当社における地位・担当	在任年数
1	新任	まつ 松	もと 本	やす 安	なが 永	[男性]	顧問	—
2	再任	まる 円	やま 山	のり 法	あき 昭	[男性]	代表取締役社長	10年2か月
3	再任	よこ 横	い 井	とも 智	かず 一	[男性]	取締役兼副社長執行役員 コーポレート本部長	14年11か月
4	新任	おか 岡	ざわ 澤	りょう 亮	た 太	[男性]	常務執行役員	—
5	再任	よね 米	やま 山	まな 学	とも 朋	[男性]	社外取締役	社外取締役 3年2か月
6	新任	き 木	むら 村	のり 紀	よし 義	[男性]	常務執行役員 システム本部長	—
7	再任	まち 町	だ 田	ゆき 行	ひと 人	[男性]	社外取締役	社外取締役 独立役員 3年5か月
8	再任	はっ 八	た 田		ひとし 斎	[男性]	社外取締役	社外取締役 独立役員 3年5か月
9	再任	たけ 武	だ 田	とも 知	ひさ 久	[男性]	社外取締役	社外取締役 独立役員 3年5か月
10	再任	もり 森	やま 山		たもつ 保	[男性]	社外取締役	社外取締役 独立役員 3年5か月

※在任年数は、本総会終結時までの年数です。

まつもと やすなが  
松本 安永

1965年5月18日生

新任  
[男性]

取締役在任年数 ー

所有する当社の株式数  
現に所有する普通株式 0株  
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況 ー

略歴、当社における  
地位・担当及び  
重要な兼職の状況

1989年 4月 住友信託銀行株式会社  
(現：三井住友信託銀行株式会社) 入社

2015年 4月 同社 本店営業第六部長

2017年10月 同社 法人企画部 主管

2018年 4月 同社 執行役員 本店営業第二部長

2019年 4月 同社 常務執行役員 企業金融部長  
兼 ストラクチャードファイナンス部長

2019年10月 同社 常務執行役員 企業金融部長

2020年 4月 同社 常務執行役員

2024年 4月 当社 顧問 (現任)

## 選任理由

同氏は、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社以来35年にわたって銀行実務に関わり、同社の常務執行役員として経営に携わった経験と知見を有しております。当社経営にあたって必要な銀行業の知見、経営者としての十分な経験を有する同氏は、取締役として適任であると考えております。





まる やま のり あき  
**円山 法昭**

1965年5月12日生

**再任**  
 [男性]

**取締役在任年数** 10年2か月（本総会終結時）

**所有する当社の株式数** 現に所有する普通株式 36,697株  
 潜在的に所有する普通株式 0株

**取締役会への出席状況** 18回／18回（100%）

**略歴、当社における  
 地位・担当及び  
 重要な兼職の状況**

1989年 4月 株式会社東海銀行  
 （現：株式会社三菱UFJ銀行）入社  
 2000年 2月 イー・ローン株式会社  
 （現：SBIホールディングス株式会社）入社  
 2001年 4月 グッドローン株式会社  
 （現：SBIアルヒ株式会社）取締役  
 2005年 3月 グッド住宅ローン株式会社（現：SBIアルヒ株式会社）  
 代表取締役執行役員COO  
 2006年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役  
 2007年 6月 同社 取締役執行役員  
 2012年 4月 SBIモーゲージ株式会社（現：SBIアルヒ株式会社）  
 代表取締役社長執行役員CEO兼COO  
 2013年 6月 SBIホールディングス株式会社  
 取締役執行役員常務  
 2014年 3月 SBIモーゲージ株式会社（現：SBIアルヒ株式会社）  
 代表取締役会長執行役員CEO  
 2014年 4月 当社 代表取締役社長（現任）  
 2022年12月 株式会社テミクス・データ 取締役（現任）  
 2023年12月 株式会社テミクス・グリーン 取締役（現任）  
 2023年12月 株式会社マプリア 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社テミクス・データ 取締役  
 株式会社テミクス・グリーン 取締役  
 株式会社マプリア 社外取締役

**選任理由**

同氏は、株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）に11年間勤務の後、日本初のローン比較サイトの立ち上げに参画し、その親会社の取締役として上場にご貢献しました。2001年には日本初のモーゲージバンクを立ち上げ、日本のモーゲージバンク市場を創出し、社長として上場にご貢献した後、2014年から当社代表取締役社長を務めています。銀行ビジネスの知見、経営者としての十分な経験を有しており、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

3



よこ い とも かず  
**横井 智一**

1967年11月27日生

**再任**

[男性]

**取締役在任年数** 14年11か月（本総会終結時）

**所有する当社の株式数** 現に所有する普通株式 2,691株  
潜在的に所有する普通株式 0株

**取締役会への出席状況** 18回／18回（100%）

**略歴、当社における  
地位・担当及び  
重要な兼職の状況**

1990年 4月 株式会社東海銀行  
（現：株式会社三菱UFJ銀行）入社  
2005年 5月 グッド住宅ローン株式会社  
（現：SBIアルヒ株式会社）入社  
2007年 6月 SBIモーゲージ株式会社  
（現：SBIアルヒ株式会社）取締役  
2009年 6月 SBIホールディングス株式会社 入社  
2009年 6月 当社 出向  
2009年 6月 当社 取締役兼執行役員  
2021年 1月 当社 取締役兼常務執行役員コーポレート本部長  
2024年 3月 Dayta Consulting株式会社 取締役（現任）  
2024年 4月 当社 取締役兼副社長執行役員コーポレート本部長（現任）

（重要な兼職の状況）  
Dayta Consulting株式会社 取締役

**選任理由**

同氏は、株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）に15年間勤務の  
うえ、モーゲージバンクで経験を積んだ後、2009年から当社取締役を務めて  
おります。当社経営に必要な十分な経験・知見を有しており、取締役と  
して適任であると考えております。

おか ざわ りょう た  
岡澤 亮太

1978年3月16日生

新任  
[男性]

取締役在任年数 —

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式 0株  
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況 —

略歴、当社における  
地位・担当及び  
重要な兼職の状況

2000年 4月 住友信託銀行株式会社  
(現：三井住友信託銀行株式会社) 入社  
2022年 1月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
総務部統括主任調査役  
2023年10月 当社 出向  
2023年11月 当社 執行役員  
2024年 4月 当社 常務執行役員 (現任)

## 選任理由

同氏は、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社し、以来リスク管理、与信審査、法人営業など銀行実務に関わった後、2023年11月からリスク管理の担当役員として当社に参画しております。2000年から現在に至るまでの長期にわたる銀行勤務の経験を持つ同氏は、当社経営にあたって必要な銀行ビジネスの知見、経験を十分有しており、取締役として適任であると考えております。

よね やま まな とも  
**米山 学朋**

1968年1月25日生

再任

社外取締役

[男性]

取締役在任年数 3年2か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数	現に所有する普通株式	0株
	潜在的に所有する普通株式	0株

取締役会への出席状況 18回／18回（100%）

### 略歴、当社における 地位・担当及び 重要な兼職の状況

1991年 4月 住友信託銀行株式会社  
（現：三井住友信託銀行株式会社）入社

2016年 1月 同社 企業金融部長

2017年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
業務管理部長

2017年 4月 三井住友信託銀行株式会社 業務管理部長

2019年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
執行役員経営企画部長

2019年 4月 三井住友信託銀行株式会社 執行役員経営企画部長

2021年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
執行役常務

2021年 4月 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員（現任）  
当社 社外取締役（現任）

2023年 6月 株式会社証券保管振替機構 取締役（現任）

2023年 6月 Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役  
（現任）

2024年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
執行役常務兼執行役員CISO（現任）

#### （重要な兼職の状況）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務兼執行役員  
CISO

三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員

Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役

株式会社証券保管振替機構 取締役

### 選任理由及び 期待される役割の概要

同氏は、1991年に住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社後、これまで海外駐在、システム開発、経営企画等の幅広い分野の要職を歴任し、2021年より同社の取締役常務執行役員、2024年より三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務兼執行役員CISOを務めております。銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

きむらのりよし  
木村 紀義

1969年1月26日生

新任

[男性]

取締役在任年数 ー

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式 6,116株  
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況 ー

略歴、当社における  
地位・担当及び  
重要な兼職の状況

1992年 4月 株式会社電通国際情報サービス（現：株式会社電通総研）  
入社

1998年 11月 イー・トレード株式会社（現：SBIホールディングス株式  
会社）入社

2003年 6月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIホー  
ルディングス株式会社）システム開発部長

2006年 4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社（現：当社）  
出向 取締役

2007年 9月 当社 常務取締役

2009年 5月 当社 取締役兼常務執行役員

2009年 6月 当社 常務執行役員

2009年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役

2010年 6月 当社 執行役員CTO

2015年 6月 当社 取締役兼執行役員CTO

2020年 5月 当社 取締役兼執行役員システム本部長

2021年 1月 当社 常務執行役員システム本部長

2021年 4月 ネットムーブ株式会社 代表取締役会長

2022年 6月 当社 常務執行役員業務・システム本部長

2022年 8月 ネットムーブ株式会社 取締役会長（現任）

2023年 11月 SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テク  
ニカル・アドバイザー（現任）

2024年 4月 当社 常務執行役員システム本部長（現任）

(重要な兼職の状況)

SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テクニカル・アド  
バイザー

## 選任理由

同氏は、複数社でシステム開発分野にかかる知見を得て、2006年に当社へ参画しました。当社参画後は、当社基幹システムの開発を指揮・統括する等、システム開発・運用部門における担当役員として長きにわたり活躍しました。以上の経歴から、同氏は当社経営に必要な十分な経験・知見を有しており、取締役として適任であると考えております。





まち だ ゆき ひと  
町田 行人

1971年8月29日生

再任

社外取締役

独立役員

[男性]

取締役在任年数

3年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式 0株  
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況

18回／18回（100%）

### 略歴、当社における 地位・担当及び 重要な兼職の状況

1998年 3月 司法修習終了（第50期）  
1998年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）  
1998年 4月 東京シティ法律事務所  
（現：シテューワ法律事務所）入所  
1999年 4月 西村あさひ法律事務所 入所  
2003年 9月 University of Southern California  
Gould School of Law (LL.M.) 留学  
2004年 9月 ルバフ・ラム・グリーン・アンド・マクレー法律事務所  
出向  
2005年 8月 ニューヨーク州弁護士登録  
2005年 10月 金融庁総務企画局企業開示課 出向  
2020年 1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所（現任）  
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士

### 選任理由及び 期待される役割の概要

同氏は、金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有しています。企業法務を中心とした適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。



はっ た ひとし  
八田 斎

1955年3月21日生

再任

社外取締役

独立役員

[男性]

取締役在任年数

3年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式 0株  
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会への出席状況

18回／18回（100%）

#### 略歴、当社における 地位・担当及び 重要な兼職の状況

1980年 4月 大蔵省 入省  
2008年 7月 福岡財務支局長  
2009年 7月 厚生労働省労働基準局 勤労者生活部長  
2011年 7月 預金保険機構 財務部長  
2013年 7月 横浜税関長  
2014年 10月 金融先物取引業協会 事務局長  
2016年 5月 ライフネット生命保険株式会社 顧問  
2016年 6月 同社 常務取締役執行役員  
2016年 10月 同社 常務取締役執行役員CCO兼CISO  
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

#### 選任理由及び 期待される役割の概要

同氏は、金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験があります。金融行政や金融事業での経営経験を踏まえたコンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に対する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。行政での豊富な経験、上場会社の取締役としての経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。



たけ だ とも ひさ  
武田 知久

1957年11月8日生

再任

社外取締役

独立役員

[男性]

取締役在任年数

3年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式

0株

潜在的に所有する普通株式

0株

取締役会への出席状況

18回／18回（100%）

### 略歴、当社における 地位・担当及び 重要な兼職の状況

1981年 4月 日本銀行 入行  
2003年 4月 同行 高松支店長  
2005年 4月 同行 政策委員会室 参事役  
2006年 4月 同行 政策委員会室 審議役（組織運営調整）  
2010年 7月 同行 システム情報局長  
2013年 4月 同行 理事  
2018年 11月 弁護士登録（第一東京弁護士会入会）  
武田知久法律事務所 所長（現任）  
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）  
武田知久法律事務所弁護士

### 選任理由及び 期待される役割の概要

同氏は、日本銀行入行後、政策委員会室 審議役（組織運営調整）、システム情報局長を経て、同行理事を歴任し、弁護士の資格も有しています。システムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等を有することから、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。金融行政等にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

もり やま たもつ  
森山 保

1973年3月24日生

再任

社外取締役

独立役員

[男性]

取締役在任年数

3年5か月（本総会終結時）

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式

0株

潜在的に所有する普通株式

0株

取締役会への出席状況

18回／18回（100%）

### 略歴、当社における 地位・担当及び 重要な兼職の状況

1994年10月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所  
2001年1月 スターンスチュワート 入社  
2002年1月 野村企業情報株式会社（現：野村證券株式会社）入社  
2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社  
2013年4月 マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社 設立  
代表取締役社長（現任）  
2015年8月 株式会社プロポライフ（現：株式会社LogProstyle Group）  
社外取締役（現任）  
2021年1月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役社長  
株式会社LogProstyle Group 社外取締役

### 選任理由及び 期待される役割の概要

同氏はM&Aアドバイザーとして豊富な経験・実績を有する企業の代表取締役を務めています。企業経営に加えて、公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績もあり、当社の中長期戦略やグループ経営方針等に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。企業経営者及び金融機関経営にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米山学朋氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、米山学朋氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、木村紀義氏が取締役就任した場合は、米山学朋氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏が再任された場合と同じ内容で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。円山法昭氏、横井智一氏、米山学朋氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏は、現在当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、各氏が再任された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。岡澤亮太氏及び木村紀義氏は、現在当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、各氏が取締役就任した場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、松本安永氏が取締役就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 木村紀義氏は、2024年6月17日付でネットムーブ株式会社取締役会長を退任し、2024年6月18日付で当社常務執行役員を退任いたします。また、同氏は2024年6月27日付でSBIホールディングス株式会社専務執行役員グループCTOに就任いたします。

## 【ご参考】取締役候補者指名手続き及び社外取締役選任基準、独立性判断基準

### 取締役候補者 指名手続き

取締役候補者の指名に当たっては、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会において協議し、審議プロセスの高い透明性と客観性を確保します。

### 社外取締役 選任基準

会社経営やFinTechに関する見識、弁護士・会計士等の専門分野での経験・見識、金融機関のリスク管理や金融行政に関する経験・見識等を選任要件に設定し、人物や資質について考慮のうえ候補者としています。

また、独立社外取締役の候補者の指名に当たっては、当社が定めた社外役員にかかる独立性判断基準に基づき、当社からの独立性を有し、株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者とします。











### 独立性 判断基準

- 以下のいずれの要件にも該当しない場合、当該候補者は十分な独立性を有するものと判定する。
  - 現在又は就任の前10年間、当社、当社の子会社及び関連会社、当社のその他の関係会社、当該その他の関係会社の子会社、当社のその他の関係会社の親会社、又は当該親会社の子会社の役員（注1）又は業務執行者（注2）でないこと
  - 現在又は就任の前3年間、当社の主要株主（注3）でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
  - 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社を主要な取引先（注4）とする者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
  - 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社の主要な取引先でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
  - 現在又は就任の前の3年間、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう）でないこと
  - 現在、当社又は当社の子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等でないこと、又は就任の前3事業年度において当該社員等として当社又は当社の子会社の監査業務に従事した者でないこと
  - 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社から多額の寄付（注6）を受けている者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
  - 上記A～Gの者（重要（注7）でない者を除く）の近親者（配偶者又は、2親等内の親族又は同居の親族）でないこと
- 上記のいずれかの要件に該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしく利益相反が生じるおそれがないと当社が考える者については、その理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

（注） 1. 取締役（独立社外取締役を除く）及び監査役（独立社外監査役を除く）  
2. 業務執行取締役、執行役、執行役員、若しくは支配人その他の使用人  
3. 総議決権の10%以上を保有する株主  
4. 過去3事業年度における当該取引先との取引において、当社及び当社の子会社の支払額が当該取引先の連結総売上高の2%以上であること、又は当社及び当社の子会社の受取額が当社の経常収益の2%以上であること  
5. 対象者が個人の場合は、当社及び当社の子会社から收受する金銭が年間1,000万円以上であること、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上を占めること  
6. 寄付先が個人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上であること。法人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい額以上であること  
7. 法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者、組合・学校等においては、理事相当職であること



## （ご参考）取締役候補者に当社が特に期待する分野（最大4つ）

氏名・現在の地位/分野	会社経営	金融	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	財務会計	テクノロジー	イノベーション
 <b>松本安永</b> 顧問	●	●	●			
 <b>円山法昭</b> 代表取締役社長	●	●			●	●
 <b>横井智一</b> 取締役兼 副社長執行役員		●	●	●		
 <b>岡澤亮太</b> 常務執行役員		●	●			
 <b>米山学朋</b> 社外取締役		●	●		●	
 <b>木村紀義</b> 常務執行役員		●			●	
 <b>町田行人</b> 独立社外取締役		●	●			
 <b>八田 斎</b> 独立社外取締役		●	●			
 <b>武田知久</b> 独立社外取締役		●	●		●	
 <b>森山保</b> 独立社外取締役	●	●		●		

※上記は取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

監査役石崎敏郎氏が本総会終結の時をもって辞任するため、以下のとおり、監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。



え の ふみ ひと  
江野 史人

1966年11月11日生

新任

社外監査役

[男性]

監査役在任年数

—

所有する当社の株式数

現に所有する普通株式

0株

潜在的に所有する普通株式

0株

監査役会への出席状況

—

#### 略歴、当社における 地位及び重要な兼職の 状況

1990年 4月	住友信託銀行株式会社 (現：三井住友信託銀行株式会社) 入社
2012年 4月	同社 リスク統括部 統括グループ長
2013年 6月	同社 海外業務部 審議役
2013年 8月	同社 海外業務部 次長
2014年 7月	同社 上海支店 審議役
2015年 2月	同社 上海支店 次長
2017年 6月	同社 内部監査部 統括主任調査役
2017年 6月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 内部監査部 統括主任調査役
2020年12月	BIDV-SuMi TRUST Leasing Co., Ltd. Head of BoC (現任)
2021年 1月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 内部監査部 主管

(重要な兼職の状況)

BIDV-SuMi TRUST Leasing Co., Ltd. Head of BoC

#### 選任理由

同氏は、1990年に住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社後、これまでリスク管理、海外業務等の幅広い分野の要職を歴任し、2017年より三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の内部監査業務に従事しております。銀行ビジネスにおける幅広い経験や実績を持つ同氏は、当社の監査役として適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江野史人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、江野史人氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。江野史人氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 江野史人氏は、2024年6月17日付で三井住友信託銀行株式会社を退職いたします。

# 第17期 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 当社の現況に関する事項

### 1 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 《企業集団の主要な事業内容》

当社グループは、当社、連結子会社6社及び持分法適用関連会社2社で構成され、主にモバイルアプリ・インターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務、BaaS (Banking as a Service) 事業等の金融サービス、広告・データマーケティング業務、林業・林政DX業務及びカーボンクレジット支援業務を提供しております。

(注) BaaS事業とは、銀行が手掛ける預金、貸出、決済等の金融機能を提携先に提供するものです。

#### 《金融経済環境》

当連結会計年度を振り返りますと、世界経済は、欧米を中心に金融引き締め環境が続ぎ、回復ペースは鈍化しました。

米国では、雇用・所得環境の改善が個人消費を下支えし、景気は堅調に推移しました。一方、中国では、不動産市場の調整を背景に、景気は低調に推移しました。欧州では、高インフレを背景に家計の購買力が低下したほか、高金利が企業の設備投資を下押しし、景気は低迷しました。

日本経済においては、一部で足踏みがみられましたが、全体としては緩やかながら回復を続けました。企業収益は、円安の進行が輸出企業の利益を押し上げたほか、コスト増加の価格転嫁が進んだことで好調に推移しました。個人消費は、所得の伸びが物価の伸びを下回り、力強さを欠きました。

金融資本市場においては、2024年3月に日本銀行がマイナス金利政策の解除とイールドカーブコントロールの撤廃を決定したことで、無担保コールレート（翌日物）はマイナス圏を脱し0.07%台まで上昇しました。市場には事前に織り込まれていたこともあり、長期金利の変動は限定的となりましたが、金融緩和環境は継続するとの思惑から、ドル円相場は151円台後半まで円安が進行しました。日経平均株価は、国内企業の業績改善に対する期待が高まるなか、2024年1月の新NISA開始等需給面の追い風もあり、4万円を突破し史上最高値を更新しました。

#### 《企業集団を巡る事業の成果》

このような金融経済環境のもと、当連結会計年度における損益の状況につきましては、経常利益が348億円（前年同期比18.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が248億円（同24.6%増）となりました。これは、当社の主力商品である住宅ローンの好調に加え、顧客基盤の拡大やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料の増加が寄与したものです。

当連結会計年度における報告セグメントの状況につきましては、デジタルバンク事業については、主力事業である住宅ローンの実行による貸出事務手数料やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料といった役務取引等収益の増加や、国内外の市場金利上昇を背景とした資金利益の増加等が寄与し、業務粗利益が655億円（同11.2%増）、人件費や広告宣伝費、事務関連の業務委託費等の増加の結果として、経費等は342億円（同10.9%増）、経常利益は312億円（同11.5%増）となりました。BaaS事業については、銀行本体での口座数増加によるアカウント手数料増加や住宅ローンの実行による手数料増加のほか、当社の連結子会社であるネットムーブ株式会社の業績が好調であったこと等から、業務粗利益が88億円（前年同期比82.3%増）、継続的なシステム投資に加え「NEOBANK®」サービスに係る広告宣伝費等により経費等は52億円（同48.9%増）、経常利益は36億円（同168.8%増）となりました。THEMIX事業については、事業立ち上げ期のため費用支出が先行していることから、経常損失は92百万円となりました。従来、「BaaS事業」に含めていたお客さまご自身に利用同意をいただいたデータを活用したデータマーケティング・広告等のビジネス（金融データプラットフォームビジネス）、林業・林政DX（DXプラットフォームビジネス）、カーボンクレジットに係る支援ビジネス（カーボンクレジットプラットフォームビジネス）等の非金融業務については、当連結会計年度より本格的に事業開始したことから、経営上の管理区分を変更し、独立した報告セグメント「THEMIX事業」として記載しております。

なお、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は164円78銭となりました。

当連結会計年度における資産負債の状況につきまして、総資産は前連結会計年度末比1兆9,974億円増加し10兆6,764億円となりました。このうち、現金預け金につきましては同5,651億円増加し1兆6,655億円、貸出金につきましては住宅ローン等への積極的な取組みにより同1兆3,778億円増加し7兆9,727億円、有価証券は概ね横ばいで推移し5,625億円となりました。一方、負債は同1兆9,774億円増加し10兆5,248億円となりました。このうち預金につきましては円貨流動性預金を中心に同1兆4,877億円増加し9兆4,631億円となりました。また、借入金は同5,000億円増加し8,000億円となりました。純資産は親会社株主に帰属する当期純利益248億円を計上したことや、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同199億円増加し1,516億円となりました。

### 《企業集団を巡る事業の経過等》

当社グループは、2007年9月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本的コンセプトとして、その実現に力を注いでまいりました。多くのお客さまからご支持をいただいた結果、当連結会計年度末日現在における口座数は726万件、預金総額は9兆4千億円台となりました。

当社の主力商品である住宅ローンでは、より多くのお客さまに当社商品を提供できるよう当連結会計年度も銀行代理業者による店舗網拡大を進めており、当連結会計年度を通じて多くの企業と新たな銀行代理業委託契約を締結しております。こうした取組みの結果、2023年10月には開業来の住宅ローン累計取扱額が10兆円を突破しました。BaaS事業においては、2023年4月に野村不動産ソリューションズ株式会社の顧客向け銀行サービス「ノムコムNEOBANK」、同年同月に株式会社みらいバンクの顧客向け銀行サービス「みらいバンク」、2023年9月に三井住友信託銀行株式会社の顧客向け銀行サービス「三井住友信託NEOBANK」、同年同月に株式会社京王パスポートクラブの顧客向け銀行サービス「京王NEOBANK」、2023年10月に松井証券株式会社の顧客向け銀行サービス「MATSUI Bank」、2024年3月に株式会社ライブドアの顧客向け銀行サービス「ライブドアバンク」の提供を開始しております。引き続き、当社は様々な企業に対し、当社の金融インフラをBaaSとして提供し、より多くのお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスの提供を推進してまいります。

THEMIX事業においては、お客さまご自身に利用同意をいただいたデータを活用したデータマーケティング・広告等のビジネス、林業・林政DX及びカーボンクレジットに係る支援ビジネス等の非金融業務を営んでおります。森林サプライチェーンにおけるDX化の実現を通じた、森林価値の極大化・環境負荷の低減や持続可能な社会の発展への貢献及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組みを加速することを目的とし、2023年7月に株式会社マプリィと資本業務提携契約を締結、2023年10月に株式会社テミクス・グリーンを設立しました。既に複数の自治体・銀行等と協定を締結しており、林業・林政DX及びカーボンクレジットに係る支援業務のビジネスモデルを構築するとともに、森林由来以外のクレジット創出やカーボン・オフセット手法の確立等についても検討してまいります。

今後も引き続き、「住信SBIネット銀行のフィデューシャリー・デューティーに関する取組みについて」にも掲げている「お客さま中心主義」を事業活動の原点に、インターネットの利便性を最大限活用し魅力ある金融サービスの開発・改善を進めてまいります。

### 《対処すべき課題》

上記金融経済環境の変化に加え、当社の開業以降、インターネットを活用した金融取引の拡大、スマートフォンやタブレットの普及、近年では国内IT企業や地域金融機関によるインターネット専門銀行への参入、大手銀行やインターネット専門銀行によるBaaS事業への参入等、銀行業界を巡る事業環境や競争環境は大きく変化しております。当社は、「テクノロジーと公正の精神で、豊かさが循環する社会を創っていく」というコーポレートスローガンのもと、「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、今後も、ステークホルダーの皆さまに選ばれる銀行であり続けるため、更なる利便性の向上・魅力的な商品の提供、安定した経営管理・組織運営を実現してまいります。



当社グループが、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

### ①新時代における革新的なビジネスモデルの創造

長らく続いたマイナス金利政策が終焉を迎え「金利がある世界」へと金融環境が大きく変貌する一方、近時は大手銀行のデジタルシフトの加速や、インターネット専門銀行間の競争激化等、従来の預金貸出金を中心とした利鞘確保による収益モデルでは、今後の利益成長を継続することが難しいと課題認識しております。そうしたなか、当社グループは、預金貸出金利運営の見直しに加え、BaaS事業やTHEMIX事業に限らず、革新的なビジネスモデルを構築していくことで、従来型の金融収益ではない、非金利収益を積み上げることにより、更なる利益成長を継続してまいります。

また、当社グループは、APIやクラウド等の先進的なIT技術の活用とお客さま中心の文化を組み合わせることで、付加価値の高い商品提供を推進するとともに、新たな価値を創造することを目指し、テクノロジー活用のもと、経費率を低く抑え、高い従業員あたり実質業務純益を実現する等、より効率的な事業運営を目指してまいります。さらに、高品質なユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス (UI/UX)、AWS (Amazon Web Services) のクラウド、APIやAI・ビッグデータ等の先進的・効率的な技術を一早く取り入れてスピーディに新たな価値を創造することや、林業・林政DX及びカーボンプレジットに係る支援ビジネスを通じた持続可能な社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

### ②安定した収益基盤・顧客基盤の確立

当社グループは、お客さまのライフステージに沿った商品提供やお客さまの利便性を追求した新サービスの投入により、メインバンク化を通じた顧客基盤・収益基盤の拡大を進め、より安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

主力商品である住宅ローンでは、商品性の見直しや顧客サポート態勢の充実、販売チャネルの拡大、さらにはBaaS事業における株式会社ヤマダホールディングスや株式会社オープンハウスグループのような住宅関連事業を行う提携先との提携の拡大により、一層の残高積上げと収益力の向上に取り組んでいるほか、優良な顧客基盤とAI審査モデル等の自社テクノロジーにより、当社の住宅ローンの2024年3月末の期待損失率<sup>(注)</sup>は0.015%に留まっております。また、コンシューマーローンでは、不動産投資による資産形成を目的とするローン等の新たな商品提供、マーケティング施策の展開等による顧客獲得、商品力の訴求等による残高積上げにより、収益力の強化を図ってまいります。その他、デビットカード等の決済ビジネスの拡充、FinTech領域における積極的な取り組み等により、お客さまの利便性向上を図りつつ、安定した手数料収益の積上げに努めてまいります。

BaaS事業においては、開業以来の取り組みで培ったノウハウを活用し、より多くの提携先やその顧客に金融サービスにおける新しい価値を創造すべく、「NEOBANK<sup>®</sup>」サービスの提供に取り組んでまいります。当社が取り組む「NEOBANK<sup>®</sup>」サービスとは、提携先の顧客が提携先のサービスをご利用になる際に、それに付随する銀行サービスを当社が提供することにより、顧客がスムーズで快適にサービスを利用できる仕組みを、提携先と協同で構築するものです。BaaS事業における企業との提携は、2020年4月にスタートした日本航空株式会社に始まり、2024年3月末現在で提携先数は16社となっております。

THEMIX事業においては、林政・林業DXからカーボンプレジット創出をワンストップで行うプラットフォームを提供し、カーボンプレジットに係る支援を行うことにより、従来はアプローチ出来なかった地方自治体や地域金融機関等とのリレーション構築を図ってまいります。

(注) 期待損失率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年3月27日金融庁告示第19号)に基づき算出された居住用不動産向けエクスポージャーのPD (Probability of Default) × LGD (Loss Given Default) により算出しております。

### ③経営管理態勢の強化

顧客基盤及び総資産の拡大、業務多様化、ボラタイルな市場環境により、当社グループが抱える経営管理上のリスクも変化しております。今後の事業展開に合わせ、人材への投資の拡充も図りつつ、管理態勢高度化への対応を進めてまいります。

システム面では、お客さまのお役に立つ利便性の高いサービス提供を第一に、将来のビジネスモデル実現に相応しいシステムの構築を継続的に検討するとともに、開発リスクの極小化、障害の未然防止策・発生時の拡大防止策の高度化を進めてまいります。

リスク管理面では、当社グループの保有資産に即した金利リスク管理・流動性リスク管理態勢の強化、信用リスク管理の高度化を進め、バーゼルⅢ等各種規制対応と合わせ、リスク管理強化を図ってまいります。また、口座不正利用や不正アクセスに対する対策にも継続的に取り組んでまいりま



す。

ガバナンス面では、コーポレートガバナンス・コードに即した全社ガバナンス態勢の高度化と円滑な運営、サステナビリティへの取り組み強化を図ってまいります。また、サステナビリティへの取り組みについては、2021年4月に策定した「サステナビリティ宣言」に基づき、事業活動全般を通じて社会的課題の解決に貢献する取り組みを進めてまいります。

また、銀行代理業者の拡充に適したリスク管理態勢の構築と、金融機関に対する社会的な役割期待の高まりや近年のインターネット上の金融犯罪・サイバー攻撃等が増加傾向にあることを踏まえたセキュリティ対策の強化、顧客保護対策をより一層進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	78,754	83,527	98,052	118,572
経常利益	20,726	23,265	29,390	34,846
親会社株主に帰属する当期純利益	13,928	17,113	19,932	24,845
包括利益	14,741	11,706	16,254	21,143
純資産額	134,182	145,392	131,691	151,608
総資産	7,233,344	8,534,021	8,679,004	10,676,416

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2023年1月18日付の臨時株主総会決議（会社法第319条第1項に基づく書面決議）により、同日を基準日、2023年1月20日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする1株当たり198円95銭、配当金の総額30,000百万円の現金配当を実施しました。この結果、純資産が30,000百万円減少しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	6,293,877	7,115,850	7,977,700	9,465,829
定期性預金	1,591,515	1,641,811	1,786,215	1,938,492
その他	4,702,362	5,474,039	6,191,484	7,527,337
貸出金	4,566,789	5,409,936	6,606,594	7,978,762
個人向け	4,045,411	4,757,344	5,664,193	7,108,063
中小企業向け	469	43,429	36,086	15,346
その他	520,908	609,162	906,313	855,352
有価証券	692,622	813,670	568,626	571,806
国債	225,313	385,929	149,840	180,887
その他	467,309	427,741	418,786	390,919
総資産	7,204,724	8,533,737	8,677,604	10,674,141
内国為替取扱高	21,979,575	28,338,339	31,511,346	43,978,060
外国為替取扱高	百万ドル 213,450	百万ドル 158,064	百万ドル 285,435	百万ドル 301,660
経常利益	20,608	22,346	29,035	33,605
当期純利益	13,900	16,680	19,890	23,784
1株当たり当期純利益	円 銭 92 18	円 銭 110 61	円 銭 131 90	円 銭 157 74

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2020年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定し、2020年度以降の1株当たり当期純利益を遡及修正しております。

### 3 企業集団の使用人の状況

#### イ 企業集団の使用人の状況

	デジタルバンク事業	BaaS事業	THEMIX事業	合計
使用人数	669名	77名	0名	746名

- (注) 1. 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。  
 2. 従来、「BaaS事業」に含めていたお客さまご自身に利用同意をいただいたデータを活用したデータマーケティング・広告等のビジネス、林業・林政DX、カーボンプレジットに係る支援ビジネスなどの非金融業務については、当連結会計年度より本格的に事業開始したことから、経営上の管理区分を変更し、独立した報告セグメント「THEMIX事業」として記載しております。  
 3. THEMIX事業の使用人は、全員、デジタルバンク事業又はBaaS事業との兼務者であります。記載に当たっては、関与が最も多い事業の使用人として記載しております。

#### ロ 当社の使用人の状況

	当連結会計年度末
使用人数	628名
平均年齢	39歳3月
平均勤続年数	4年6月
平均給与月額	662千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、受入出向者、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。  
 4. 平均給与月額は、賞与及び時間外勤務手当等を含んでおります。

### 4 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 当社

##### ①営業所数

	当連結会計年度末	
本店	40	うち出張所 ( 3 )

##### ②当連結会計年度新設営業所

営業所名	所在地
ノムコム支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
みらいバンク支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
クジラ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
京王NEOBANK支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
マツイ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
三井住友信託支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
ライブドア支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
ネオバンクビジネス支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
BillOne支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
カエデ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
サクラ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
ツバキ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階

- (注) 上記の当連結会計年度新設営業所の所在地は、当社本店移転に伴い、2024年4月30日付で「東京都港区六本木三丁目2番1号」へ変更しました。

### ③銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	銀行業
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	証券業
SBIマネープラザ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融商品仲介業
グッドモーゲージ株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	－
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	機械器具小売業
株式会社アイ・エフ・クリエイト	東京都立川市曙町二丁目36番2号	生命保険・損害保険代理業
吉田通信株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町5番地14	機械器具小売業
旭化成ホームズフィナンシャル株式会社	東京都千代田区神田神保町1番105号	住宅専門金融業
株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町484番地19	銀行業
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	その他の補助的金融業
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	銀行業
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	銀行業
株式会社穴吹インシュアランス	香川県高松市磨屋町8番地1	生命保険媒介業
株式会社東宝ハウスフィナンシャル	東京都国分寺市本町二丁目12番2号	－
株式会社LIXIL住宅研究所	東京都品川区西品川一丁目1番1号	総合工事業
株式会社Tマネー	東京都渋谷区南平台町16番17号	電子マネー事業
株式会社高島屋	東京都中央区日本橋二丁目12番10号	百貨店業
株式会社おうちリンク	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	通信業
株式会社カシワバラ・アシスト	東京都港区港南一丁目2番70号	住宅専門金融業
株式会社ヤマダファイナンスサービス	群馬県高崎市栄町1番1号	住宅専門金融業
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	銀行業
株式会社GOESWELL	東京都新宿区新宿五丁目17番18号	生命保険・損害保険代理業
スマートビリングサービス株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	その他の事業サービス業
株式会社ファミリーライフサービス	東京都武蔵野市境二丁目12番13号	住宅専門金融業
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区新宿四丁目34番7号	住宅専門金融業
SBIレミット株式会社	東京都文京区大塚二丁目9番3号	資金移動業
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	機械器具小売業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	保険業
ホームファーストファイナンス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号	住宅専門金融業
株式会社NEOBANKサービスーズ	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融事業に関する調査・開発・企画
株式会社GRIT	東京都港区六本木三丁目2番1号	－
住まいるバンク株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	－
CESバンク株式会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目7番1号	－
SBIアルヒ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	住宅専門金融業
野村不動産ソリューションズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	不動産仲介業、保険代理業
株式会社みらいバンク	東京都港区芝浦四丁目12番38号	金融商品仲介業
株式会社京王パスポークラブ	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目2番2号	クレジットカード業
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	証券業
株式会社ライブドア	東京都港区東新橋一丁目9番1号	インターネット附随サービス業

- (注) 1. 当社は2024年3月14日付で新設したBillOne支店に関し、SanSan株式会社との間で2024年4月15日付で銀行代理業契約を締結しました。
2. 株式会社Tマネーは、2024年4月22日付でCCCライフパートナーズ株式会社に商号変更しました。
3. 株式会社NEOBANKサービスーズは、2024年4月30日付で本店所在地を「東京都港区六本木一丁目6番1号」から「東京都港区六本木三丁目2番1号」へ変更しました。

#### ④銀行が営む銀行代理業等の状況

##### 所属金融機関の商号又は名称

三井住友信託銀行株式会社

#### □ 子会社

##### ①デジタルバンク事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社優良住宅ローン	本社 大阪支店 福岡支店	東京都新宿区 大阪市中央区 福岡市博多区

##### ②BaaS事業

会社名	主要な営業所	所在地
ネットムーブ株式会社	本社	東京都千代田区
Dayta Consulting株式会社	本社	東京都港区
株式会社NEOBANKサービシーズ	本社	東京都港区

##### ③THEMIX事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社テミクス・データ	本社	東京都港区
株式会社テミクス・グリーン	本社	東京都港区

(注) 従来、「BaaS事業」に含めていたお客さまご自身に利用同意をいただいたデータを活用したデータマーケティング・広告等のビジネス、林業・林政DX、J-クレジットの売買・媒介等のビジネスなどの非金融業務については、当連結会計年度より本格的に事業開始したことから、経営上の管理区分を変更し、独立した報告セグメント「THEMIX事業」として記載しております。

## 5 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

会社名	金額
住信SBIネット銀行株式会社	9,401

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。  
3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

### □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
住信SBIネット銀行株式会社	ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	9,319

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。  
3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの重要な設備の新設等の金額を記載していません。

## 6 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
ネットムーブ株式会社	東京都千代田区	決済サービス等の金融関連業務	100百万円	100.00%	子会社
Dayta Consulting株式会社	東京都港区	AI審査サービス等の金融関連業務	50百万円	100.00%	子会社
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区	貸金業務	600百万円	100.00%	子会社
株式会社テミクス・データ	東京都港区	広告・データマーケティング業務	450百万円	100.00%	子会社
株式会社NEOBANKサービスズ	東京都港区	銀行代理業に係る業務	35百万円	100.00%	子会社
株式会社テミクス・グリーン	東京都港区	林業・林政DXビジネスおよびカーボンクレジット支援に係る業務	150百万円	100.00%	子会社 注4
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区	プリペイドカード業務	390百万円	15.06%	関連法人等
株式会社マプリア	兵庫県丹波市	GISアプリケーションの開発業務	297百万円	44.42%	関連法人等 注5

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当連結会計年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の6社であり、持分法適用会社は2社であります。  
4. 当連結会計年度において株式会社テミクス・グリーンを設立し、連結の範囲に含めております。  
5. 当連結会計年度において株式会社マプリアに出資し、持分法適用の範囲に含めております。  
6. 当連結会計年度において子会社であった住信SBIネット銀カード株式会社を2024年2月9日付で清算終了しております。

## 7 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## 8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月30日付で、本店所在地を「東京都港区六本木一丁目6番1号」から「東京都港区六本木三丁目2番1号」へ移転しました。



## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### 1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山田 健二	代表取締役会長		
円山 法昭	代表取締役社長	株式会社テミクス・データ 取締役 株式会社テミクス・グリーン 取締役 株式会社マプリィ 社外取締役	
横井 智一	取締役兼常務執行役員 コーポレート本部長	Dayta Consulting株式会社 取締役	注1
小崎 元	取締役兼常務執行役員		
米山 学朋	取締役（社外役員）	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役 株式会社証券保管振替機構 取締役	注2、7
朝倉 智也	取締役（社外役員）	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役執行役員社長 ウエルスアドバイザー株式会社 代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社 取締役副社長 SBIアセットマネジメント株式会社 取締役 SBIアセットマネジメントグループ株式会社 取締役 SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役 SBIインシュアランスグループ株式会社 取締役 SBI地域事業承継投資株式会社 取締役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役 Carret Holdings, Inc. Director SBI岡三アセットマネジメント株式会社 取締役 レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役 SBIスマートエナジー株式会社 取締役 SBIオルタナティブ・アセット・マネジメント株式会社 取締役	注2、8
町田 行人	取締役（社外役員）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士	注2、6
八田 斎	取締役（社外役員）		注2、6
武田 知久	取締役（社外役員）	武田知久法律事務所 弁護士	注2、6
森山 保	取締役（社外役員）	マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役社長 株式会社LogProstyle Group 社外取締役	注2、6
石崎 敏郎	常勤監査役（社外役員）		注3
藤田 俊晴	常勤監査役（社外役員）		注3
日高 真理子	監査役（社外役員）	日高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社 社外取締役 極東貿易株式会社 社外取締役（監査等委員）	注3、4、6
岩下 直行	監査役（社外役員）	京都大学公共政策大学院 教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム 理事 金融庁 参与 大阪大学 非常勤講師 株式会社いよぎんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー/顧問 金融庁 金融審議会委員 一般財団法人LINEみらい財団 理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 客員教授 国際金融都市OSAKA推進委員会 アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会 委員長 SBI金融経済研究所 客員研究員	注3、6

- (注) 1. 取締役横井智一氏は、事業年度末後の2024年4月1日付で当社取締役兼副社長執行役員コーポレート本部長に就任いたしました。  
2. 取締役のうち米山学朋、朝倉智也、町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
3. 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。社外監査役の石崎敏郎及び藤田俊晴の両氏は、当社の子会社である住信SBIネット銀カード株式会社の監査役を2023年9月30日付で退任いたしました。  
4. 監査役日高真理子氏は、公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年3月31日時点では、木村紀義、成田淳一、棚橋一之、服部浩久、直海知之、府川剛士、内河直也、佐高一光、相川真一、高橋巧及び岡澤亮太の各氏が就任しております。なお、同日付で服部浩久及び府川剛士の両氏が退任し、2024年4月1日付で唐澤利行、寺田隆宏及び前田洋海の各氏が就任いたしました（取締役を兼務している執行役員を除く）。  
6. 当社は、社外取締役町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏並びに社外監査役日高真理子及び岩下直行の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
7. 取締役米山学朋氏は、2024年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務兼執行役員CISOに就任いたしました。  
8. 取締役朝倉智也氏は、2024年4月1日付でSBIレオスひふみ株式会社取締役に就任いたしました。

## 2 会社役員に対する報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において、金銭報酬及び譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額350百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております。同総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役6名）です。なお、定款に定める取締役の員数は12名以内であります。2024年6月の任期までの取締役の個人別の報酬等は、2023年6月20日の取締役会において、指名・報酬委員会からの答申をふまえ、決定しています。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬は当該取締役会に先立って指名・報酬委員会において検討されており、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は以下の方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において年額70百万円以内（支給対象は監査役4名）と決議されております。同総会終結時点の監査役の員数は4名です。各監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により各監査役への支給額を決定しています。

### ②役員報酬の基本方針

2023年6月20日の取締役会で「役員報酬の基本方針」を決議し、以下のとおり定めております。

（役員報酬の基本方針）

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

（原則）

- 企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度とすること
- 業務執行および監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- 客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

#### 【取締役報酬の決定方針】

（各報酬の決定方針）

固定報酬（金銭）

- 取締役が果たすべき役割に応じて、監督給と執行給に区分して支給する
- 監督給は取締役の監督業務にかかる報酬とし、監督業務の責任負担に応じた固定額を設定する
- 執行給は各取締役の業務執行にかかる報酬とし、各事業年度の業績水準等を踏まえたうえで、各取締役の業務執行への貢献度、責任度などを勘案し、役職職責に応じた固定額を設定する
- 固定報酬（金銭）は、各取締役の職責に応じて、固定報酬（株式）に振り替えることがある

固定報酬（株式）

- 固定報酬（株式）は譲渡制限付株式報酬制度とし、取締役（社外取締役を除く）に対し、退任時までの譲渡制限期間が設定された当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を付与するものであり、固定報酬（株式）を含めた取締役報酬額の上限は年350百万円以内で、付与する株式の上限は年13.8万株以内とする
- 固定報酬（株式）として支給する取締役個人別の金銭報酬債権額は、取締役の職責役位に応じて決定する

報酬の割合の決定に関する方針

- 固定報酬（金銭）と固定報酬（株式）の割合は、取締役の職責役位に応じて決定する

報酬を与える時期の決定に関する方針

- 固定報酬（金銭）は毎月、固定報酬（株式）は原則として毎年支給する

取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法（上記の内容を除く）

- 取締役の報酬の具体的な支給額は、委員長を独立社外取締役、委員の過半を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において取締役会の決議により決定する

### ③当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	固定報酬としての非金銭報酬	その他
取締役	8名	205	153	—	51	—
監査役	4名	47	47	—	—	—
計	12名	252	201	—	51	—

- （注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 対象役員の報酬等は固定報酬のみであり、業績連動報酬に該当する報酬はありません。  
3. 当社には、役員退職慰労金制度はありません。  
4. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役が2名存在していることによります。

### 3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
米山学朋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとする。
朝倉智也	
町田行人	
八田  斎	
武田知久	
森山  保	
石崎敏郎	
藤田俊晴	
日高真理子	
岩下直行	

### 4 補償契約

該当ありません。

### 5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、 監査役及び執行役員	当社は左記を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。
当社の子会社の 取締役、監査役 及び執行役員	ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
米 山 学 朋	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited 取締役 株式会社証券保管振替機構 取締役
朝 倉 智 也	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役執行役員社長 ウエルスアドバイザー株式会社 代表取締役社長 S B I ホールディングス株式会社 取締役副社長 S B I アセットマネジメント株式会社 取締役 S B I アセットマネジメントグループ株式会社 取締役 S B I オルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役 S B I インシュアランスグループ株式会社 取締役 S B I 地域事業承継投資株式会社 取締役 S B I ネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役 Carret Holdings, Inc. Director S B I 岡三アセットマネジメント株式会社 取締役 レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役 S B I スマートエナジー株式会社 取締役 S B I オルタナティブ・アセット・マネジメント株式会社 取締役
町 田 行 人	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
八 田 斎	
武 田 知 久	武田知久法律事務所 弁護士
森 山 保	マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役社長 株式会社LogProstyle Group 社外取締役
石 崎 敏 郎	
藤 田 俊 晴	
日 高 真理子	日高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社 社外取締役 極東貿易株式会社 社外取締役（監査等委員）
岩 下 直 行	京都大学公共政策大学院 教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム 理事 金融庁 参与 大阪大学 非常勤講師 株式会社いよぎんホールディングス アドバイザリーボード・メンバー/顧問 金融庁 金融審議会委員 一般財団法人LINEみらい財団 理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 客員教授 国際金融都市OSAKA推進委員会 アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会 委員長 S B I 金融経済研究所 客員研究員

- (注) 1. 社外取締役の米山学朋氏は、2024年3月31日時点で当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員及び当該主要株主である筆頭株主の完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務であり、2024年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務兼執行役員CISOに就任いたしました。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
2. 社外取締役の朝倉智也氏は、当社の主要株主である筆頭株主のS B I ホールディングス株式会社の取締役副社長及び同社の複数の子会社等の役員であり、2024年4月1日付でS B I レオスひふみ株式会社取締役に就任いたしました。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
3. 社外監査役の石崎敏郎及び藤田俊晴の両氏は、当社の子会社である住信S B I ネット銀カード株式会社の監査役を2023年9月30日付で退任いたしました。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 上記のほか社外役員の兼職先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

## 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	指名・報酬 委員会委員	取締役会及び 監査役会への 出席状況	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
米山 学朋	3年		取締役会 18回中 18回出席	銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
朝倉 智也	2年3か月		取締役会 18回中 18回出席	経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
町田 行人	3年3か月	委員長	取締役会 18回中 18回出席	金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有する法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
八田 斎	3年3か月	委員	取締役会 18回中 18回出席	金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験に基づき、コンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
武田 知久	3年3か月	委員	取締役会 18回中 18回出席	日本銀行におけるシステムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等に基づき、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
森山 保	3年3か月	委員	取締役会 18回中 18回出席	公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績を踏まえ、財務及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
石崎 敏郎	3年		取締役会 18回中 18回出席 監査役会 12回中 12回出席	当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
藤田 俊晴	9年9か月		取締役会 18回中 18回出席 監査役会 12回中 12回出席	当社の主要株主である筆頭株主のSBIホールディングス株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
日高 真理子	3年3か月		取締役会 18回中 18回出席 監査役会 12回中 12回出席	EY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、財務及び会計に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
岩下 直行	3年3か月		取締役会 18回中 18回出席 監査役会 12回中 12回出席	日本銀行での長年にわたる金融情報技術にかかる研究に基づく金融とテクノロジー両面の経験・見識を踏まえ、金融とテクノロジーに関する適宜必要な発言を行っております。

## 3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	95	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末現在の社外役員数は取締役6人、監査役4人です。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の社外取締役が2人存在していることによります。

## 4 社外役員の意見

該当ありません。



## 4. 当社の株式に関する事項

### 1 株式数

発行可能株式総数 600,000,000株  
発行済株式の総数 150,792,161株

(注) 発行済株式の総数は、自己株式1,639株を控除して算出しております。

### 2 当年度末株主数 55,412名

### 3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	51,552千株	34.19%
SBIホールディングス株式会社	51,552千株	34.19%
日本証券金融株式会社	5,610千株	3.72%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,823千株	1.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,777千株	1.18%
吉田 知広	1,139千株	0.76%
片山 晃	1,030千株	0.68%
MORGAN STANLEY & CO.LLC	981千株	0.65%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	950千株	0.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	880千株	0.58%

(注) 1. 株式数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式1,639株を控除して算出しております。  
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

### 4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	42,362株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## 5 その他株式に関する重要な事項

### 【自己株式の取得について】

取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬として交付する自己株式に充当するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2023年11月7日取締役会決議に基づき、2023年11月8日に、東京証券取引所における市場買付の方法で、104,000株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合0.07%）の自己株式を総額177,713,100円で取得しました。

### 【取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分について】

当事業年度中に実施した取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度として、自己株式処分を行いました。概要は次のとおりです。

自己株式の処分目的	2023年6月20日開催の第16期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に對して、350百万円以内の金銭債権を支給し、年13.8万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任（退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。以下同じ。）した直後の時点（当該時点が、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過する以前の場合にあっては、対象取締役が当社普通株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月を経過した日）までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。 上記に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分、併せて実施した取締役を兼務しない執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を実施しました。	
処分期日	2023年12月6日	
自己株式交付対象者	取締役（社外取締役を除く。）	4名 42,362株
	取締役を兼務しない執行役員	9名 22,570株
処分株式数	64,932株	
譲渡制限期間	2023年12月6日から当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任（退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。）した直後の時点又は2024年7月1日のいずれか遅い時点までの間	

### 【従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分について】

当事業年度中に実施した従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式処分を行いました。概要は次のとおりです。

自己株式の処分目的	当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、従業員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、自己株式処分を実施しました。	
処分期日	2024年1月31日	
自己株式交付対象者	従業員90名	
処分株式数	37,470株	
譲渡制限期間	2024年1月31日から2026年2月1日	

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

### 1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

### 2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 業務執行社員 指定有限責任社員 畑岡 哲 業務執行社員 指定有限責任社員 須田 峻輔	65	①監査役会は、会計監査人の過去の報酬実績との比較、監査契約書案及び見積書等を調査し、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。 ②当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるバーゼルⅢオペレーショナル・リスク新計測手法導入支援等を委託し、対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。  
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は88百万円であります。

### 2 責任限定契約

該当ありません。

### 3 補償契約

該当ありません。

### 4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認める場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告致します。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由が発生した場合及び会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、当社監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及びその運用状況

当社は、健全な内部統制システムにより、業務執行を行うことが重要であると認識しております。適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性並びに健全な内部統制システムを確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。
- ② 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- ③ 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務執行に係るリスクとして、以下 i～x のリスク（カテゴリー）を認識する。

- i 信用リスク : 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
- ii 市場リスク : 金利・為替等の市場リスクカテゴリーに属するリスクファクター（リスクの個別要因）、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）のポジションの価値、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク
- iii 流動性リスク : 運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になるリスク、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
- iv オペレーショナルリスク : 内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象により損失を被るリスク（以下の v～x のリスクを含む）
- v 事務リスク : 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
- vi 情報セキュリティリスク : 情報管理（顧客情報管理を含む）、システム障害（ソフトウェア、ハードウェア、インフラ、運営等に起因するものを含む）、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスクをいう。いわゆる、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等により、当社が損失を被るリスク、さらに「サイバーセキュリティインシデント」を含めコンピュータが不正に使用されることにより、当社が損失を被るリスク）を含む
- vii コンプライアンスリスク : 内外の法令・規制・社会規範、適切な実務基準の遵守を怠ったため法律上又は規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失を被るリスクをいい、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなることにより損失を被るリスク（リーガルリスク）を含む
- viii 人的リスク : 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク
- ix イベントリスク : 自然災害・戦争・犯罪・伝染病等、非常事態の発生により損失（有形固定資産等も含む）を被るリスク



x 風評リスク : マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

- ② 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
  - ③ 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
  - ④ 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
  - ⑤ 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分及び必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。
  - ② 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
  - ③ 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
  - ④ 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
  - ⑤ 取締役会は、原則1月に1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
  - ⑥ 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
  - ⑦ 取締役会は、取締役及び取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
  - ⑧ 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
  - ② 取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
  - ③ 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
  - ④ 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。
  - ⑤ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
  - ⑥ 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。



- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
  - ② 取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
  - ③ 取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
  - ④ 経営企画部及び所管部は、子会社の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部署が指導等を行う。経営企画部及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
  - ⑤ 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
  - ⑥ 取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実にに行わせるための態勢を整備する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。
- (8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ① 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下 i ~ iii の報告を監査役に対して行う。
    - i 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
    - ii コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
    - iii 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
  - ② 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。
  - ③ 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
  - ② 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるように以下 i ~ v の体制を構築する。
    - i 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
    - ii 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
    - iii 会計監査人の報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
    - iv 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
    - v その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
  - ③ 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
  - ④ 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
  - ⑤ 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
  - ⑥ 監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、事業の状況及び法令改正等の外部環境をふまえ、リスク管理及びコンプライアンス上の重要課題を抽出のうえ、取締役会において報告し、議論を行っています。それらの重点課題は、定期的にその時点の状況をふまえて内容を見直しています。更に、リスク管理計画の進捗・達成状況、コンプライアンス態勢の状況、内部監査計画の進捗・達成状況等についても、定期的に取締役会に報告しています。

また、当社の監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役や各部署との情報交換を行う他、経営会議・審議会・コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会等の重要な会議にも出席する等の方法により、上記体制についての監査を行い、定期的に取締役会へ報告しています。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

---

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

---

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

---

該当ありません。

## 12. その他

---

該当ありません。

# 連結貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,665,582	預金	9,463,139
買入金銭債権	207,986	債券貸借取引受入担保金	145,284
金銭の信託	13,148	借入金	800,000
有価証券	562,510	外国為替	6,363
貸出金	7,972,760	その他負債	106,975
外国為替	8,341	賞与引当金	920
その他資産	208,561	退職給付に係る負債	16
有形固定資産	3,210	ポイント引当金	1,180
建物	259	睡眠預金払戻損失引当金	56
リース資産	0	特別法上の引当金	9
その他の有形固定資産	2,950	繰延税金負債	861
無形固定資産	28,299	負債の部合計	10,524,807
ソフトウェア	21,507	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	4,621	資本金	31,000
のれん	2,163	資本剰余金	13,633
その他の無形固定資産	7	利益剰余金	122,430
繰延税金資産	8,883	自己株式	△2
貸倒引当金	△2,867	株主資本合計	167,061
資産の部合計	10,676,416	その他有価証券評価差額金	△15,614
		繰延ヘッジ損益	161
		その他の包括利益累計額合計	△15,452
		純資産の部合計	151,608
		負債及び純資産の部合計	10,676,416

# 連結損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	118,572
資金運用収益	54,314
貸出金利息	41,696
有価証券利息配当金	10,629
コールローン利息及び買入手形利息	0
預け金利息	766
その他の受入利息	1,221
役務取引等収益	53,834
その他業務収益	10,270
その他経常収益	152
その他の経常収益	152
経常費用	83,726
資金調達費用	10,861
預金利息	11,122
コールマネー利息及び売渡手形利息	△26
債券貸借取引支払利息	14
借入金利息	△265
その他の支払利息	17
役務取引等費用	34,033
その他業務費用	847
営業経費	37,434
その他経常費用	548
貸倒引当金繰入額	435
その他の経常費用	112
経常利益	34,846
特別利益	1,537
固定資産処分益	7
事業譲渡益	1,529
特別損失	779
固定資産処分損	9
減損損失	598
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の特別損失	171
税金等調整前当期純利益	35,604
法人税、住民税及び事業税	10,487
法人税等調整額	265
法人税等合計	10,752
当期純利益	24,851
非支配株主に帰属する当期純利益	5
親会社株主に帰属する当期純利益	24,845

# 連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,625	98,723	－	143,349
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		8			8
剰余金の配当			△1,130		△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益			24,845		24,845
自己株式の取得				△177	△177
自己株式の処分		△7		174	167
利益剰余金から資本剰余金への振替		7	△7		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	8	23,707	△2	23,712
当期末残高	31,000	13,633	122,430	△2	167,061

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△11,409	△335	△11,744	87	131,691
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減					8
剰余金の配当					△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益					24,845
自己株式の取得					△177
自己株式の処分					167
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,204	496	△3,708	△87	△3,795
当期変動額合計	△4,204	496	△3,708	△87	19,916
当期末残高	△15,614	161	△15,452	－	151,608



## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

連結される子会社及び子法人等の名称

ネットムーブ株式会社

Dayta Consulting 株式会社

株式会社優良住宅ローン

株式会社テミクス・データ

株式会社NEOBANK サービスーズ

株式会社テミクス・グリーン

(連結の範囲の変更)

従来、連結子会社であった住信SBIネット銀カード株式会社は、清算が終了したことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、新たに株式会社テミクス・グリーンを設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 2社

関連法人等の名称

JAL ペイメント・ポート株式会社

株式会社マプリア

(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、株式取得等により、株式会社マプリアを持分法適用の範囲に含めております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

#### 4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

### 会計方針に関する事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
当社並びに連結される子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～15年 |
| その他 | 3年～20年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 貸倒引当金の計上基準  
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。  
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
5. 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
6. ポイント引当金の計上基準  
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
8. 特別法上の引当金の計上基準  
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
9. 退職給付に係る会計処理の方法  
一部の連結される子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 11. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引については、特例処理によっております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日。以下「実務対応報告第40号」という。）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…その他有価証券（債券）

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの

## 12. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

#### 1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

当社グループにおける貸出金の残高は7,972,760百万円と多額であり、中でも当社の住宅ローンの残高は6,638,343百万円と総資産10,676,416百万円の62%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,551百万円（一般貸倒引当金2,044百万円、個別貸倒引当金506百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」[4. 貸倒引当金の計上基準]に記載しております。

##### (2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、物価や金利等の経済状況を踏まえ、景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。

##### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記(2)の仮定は不確実であり、経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1,480百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,539百万円

危険債権額 882百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 656百万円

合計額 4,077百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 243,804百万円

貸出金 1,543,657百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 145,284百万円

借入金 800,000百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金11,544百万円、金融商品等差入担保金109,755百万円、保証金2,955百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は251,055百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,055百万円

### (連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、持分法による投資利益59百万円、団体信用生命保険配当金35百万円及び睡眠預金の収益計上額17百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」には、システム利用契約中途解約清算金等171百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,793	—	—	150,793	
合計	150,793	—	—	150,793	
自己株式					
普通株式	—	104	102	1	注1, 2
合計	—	104	102	1	

(注) 1 自己株式数の増加104千株は、2023年11月7日の取締役会決議による自己株式の取得104千株及び単元未満株式の買取請求による取得0千株であります。

2 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	1,130百万円	7円50銭	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,357百万円	9円00銭	2024年3月31日	2024年6月19日



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディーな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理(以下、「ALM」という。)を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスク等に晒されております。

貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的はその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、予想を超える大きな市場変動、金利変動が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またALMの一環として、資産・負債に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMにより金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量(バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。))分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはVaR(損失額の推計値)を用いております。VaR算定にあたっては、分散共分散法(保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年(260営業日))を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのVaRは、全体で16,317百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（* 1）	207,933	207,948	15
(2) 有価証券			
その他有価証券	560,928	560,928	—
(3) 貸出金	7,972,760		
貸倒引当金（* 1）	△2,804		
	7,969,955	7,967,682	△2,273
資産計	8,738,817	8,736,559	△2,258
(1) 預金	9,463,139	9,463,291	151
(2) 借入金（* 4）	800,000	797,957	△2,042
負債計	10,263,139	10,261,249	△1,890
デリバティブ取引（* 2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	—
ヘッジ会計が適用されているもの（* 3, 4）	203	203	—
デリバティブ取引計	215	215	—

（\* 1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\* 2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（\* 3）ヘッジ対象であるその他有価証券（債券）の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、実務対応報告第40号を適用しております。

（\* 4）ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（* 1）	1,481
組合出資金（* 2）	100

（\* 1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（\* 2）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権（*1）	—	66,450	—	66,450
有価証券				
その他有価証券	252,404	308,524	—	560,928
国債・地方債等	180,887	15,820	—	196,707
社債	—	67,416	—	67,416
その他	71,516	225,288	—	296,804
デリバティブ取引				
金利関連取引	—	11,875	—	11,875
通貨関連取引	—	419	—	419
資産計	252,404	387,269	—	639,674
デリバティブ取引				
金利関連取引（*2）	—	11,696	—	11,696
通貨関連取引	—	383	—	383
負債計	—	12,079	—	12,079

（\*1）買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等66,450百万円となります。

（\*2）ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	141,498	141,498
貸出金	—	—	7,967,682	7,967,682
資産計	—	—	8,109,180	8,109,180
預金	—	9,463,291	—	9,463,291
借入金（*）	—	797,957	—	797,957
負債計	—	10,261,249	—	10,261,249

（\*）ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

預金のうち、要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。また、ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. その他有価証券 (2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	10,056	9,884	172
	国債	4,597	4,482	114
	地方債	960	902	57
	短期社債	4,499	4,499	0
	社債	—	—	—
	その他	64,476	64,127	348
	外国債券	58,532	58,196	336
	その他	5,943	5,930	12
	小計	74,532	74,011	521
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	254,067	267,567	△13,499
	国債	176,290	186,041	△9,750
	地方債	14,859	15,134	△274
	短期社債	8,999	8,999	△0
	社債	53,917	57,392	△3,474
	その他	298,779	308,305	△9,526
	外国債券	237,435	245,669	△8,234
	その他	61,344	62,636	△1,292
	小計	552,846	575,873	△23,026
合計		627,379	649,884	△22,505

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	66,092	468	—
国債	66,092	468	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	81,959	793	—
外国債券	81,959	793	—
その他	—	—	—
合計	148,051	1,261	—

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,148	13,148	—	—	—

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。



(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度	
	自	2023年4月1日
	至	2024年3月31日
経常収益		118,572
うち役務取引等収益		53,834
為替業務		3,437
住宅ローン業務		35,594
その他業務		14,801

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,005円41銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 164円78銭

# 貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,662,675	預金	9,465,829
預け金	1,662,675	普通預金	7,197,169
買入金銭債権	203,082	定期預金	1,938,492
金銭の信託	13,148	その他の預金	330,167
有価証券	571,806	債券貸借取引受入担保金	145,284
国債	180,887	借入金	800,000
地方債	15,820	借入金	800,000
短期社債	13,498	外国為替	6,363
社債	53,917	未払外国為替	6,363
株式	10,778	その他負債	104,653
その他の証券	296,904	未決済為替借	37,393
貸出金	7,978,762	未払法人税等	5,712
証書貸付	7,862,116	未払費用	4,630
当座貸越	116,646	前受収益	333
外国為替	8,341	先物取引受入証拠金	21,619
外国他店預け	8,341	金融派生商品	12,079
その他資産	201,486	その他の負債	22,882
未決済為替貸	42,732	賞与引当金	835
前払費用	1,980	ポイント引当金	1,180
未収収益	10,026	睡眠預金払戻損失引当金	56
先物取引差入証拠金	11,544	特別法上の引当金	9
金融派生商品	12,294	金融商品取引責任準備金	9
金融商品等差入担保金	109,755	負債の部合計	10,524,213
その他の資産	13,152	(純資産の部)	
有形固定資産	3,048	資本金	31,000
建物	265	資本剰余金	13,625
その他の有形固定資産	2,783	資本準備金	13,625
無形固定資産	25,882	利益剰余金	120,757
ソフトウェア	21,358	利益準備金	6,226
ソフトウェア仮勘定	4,517	その他利益剰余金	114,531
その他の無形固定資産	5	繰越利益剰余金	114,531
繰延税金資産	8,765	自己株式	△2
貸倒引当金	△2,858	株主資本合計	165,380
資産の部合計	10,674,141	その他有価証券評価差額金	△15,614
		繰延ヘッジ損益	161
		評価・換算差額等合計	△15,452
		純資産の部合計	149,928
		負債及び純資産の部合計	10,674,141

# 損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		114,544
資金運用収益	55,647	
貸出金利息	41,571	
有価証券利息配当金	12,060	
コールローン利息	0	
預け金利息	766	
金利スワップ受入利息	293	
その他の受入利息	954	
役務取引等収益	50,885	
受入為替手数料	3,437	
その他の役務収益	47,447	
その他業務収益	7,957	
外国為替売買益	3,685	
国債等債券売却益	1,261	
金融派生商品収益	2,492	
その他の業務収益	517	
その他経常収益	54	
その他の経常収益	54	
経常費用		80,938
資金調達費用	10,847	
預金利息	11,122	
コールマネー利息	△26	
債券貸借取引支払利息	14	
借入金利息	△265	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	33,842	
支払為替手数料	2,684	
その他の役務費用	31,157	
その他業務費用	335	
その他の業務費用	335	
営業経費	35,005	
その他経常費用	907	
貸倒引当金繰入額	326	
貸出金償却	0	
株式等償却	486	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	84	
経常利益		33,605
特別損失		376
固定資産処分損	0	
減損損失	374	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税引前当期純利益		33,229
法人税、住民税及び事業税	9,590	
法人税等調整額	△145	
法人税等合計		9,444
当期純利益		23,784

# 株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	31,000	13,625	-	13,625	6,000	92,111	98,111	-	142,737
当期変動額									
剰余金の配当					226	△1,357	△1,130		△1,130
当期純利益						23,784	23,784		23,784
自己株式の取得								△177	△177
自己株式の処分			△7	△7				174	167
利益剰余金から 資本剰余金への振替			7	7		△7	△7		-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	226	22,420	22,646	△2	22,643
当期末残高	31,000	13,625	-	13,625	6,226	114,531	120,757	△2	165,380

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11,409	△335	△11,744	130,992
当期変動額				
剰余金の配当				△1,130
当期純利益				23,784
自己株式の取得				△177
自己株式の処分				167
利益剰余金から 資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△4,204	496	△3,708	△3,708
当期変動額合計	△4,204	496	△3,708	18,935
当期末残高	△15,614	161	△15,452	149,928

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～15年
その他	3年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

##### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

##### (5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。



## 6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引については、特例処理によっております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## 7. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

##### 1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

当社における貸出金の残高は7,978,762百万円と多額であり、中でも住宅ローンの残高は6,638,343百万円と総資産10,674,141百万円の62%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,551百万円（一般貸倒引当金2,044百万円、個別貸倒引当金506百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### (1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金] に記載しております。

###### (2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、物価や金利等の経済状況を踏まえ、景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。

###### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記(2)の仮定は不確実であり、経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10,777百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,464百万円
危険債権額	809百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	656百万円
合計額	3,929百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	243,804百万円
貸出金	1,543,657百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	145,284百万円
借入金	800,000百万円

また、その他の資産には、保証金2,922百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は297,955百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 1,862百万円
6. 関係会社に対する金銭債権総額 58,667百万円
7. 関係会社に対する金銭債務総額 18,871百万円
8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、226百万円であります。

### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,578百万円
役務取引等に係る収益総額	1,019百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,177百万円
2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1,929百万円
役務取引等に係る費用総額	530百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,841百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	－	104	102	1	注1, 2
合計	－	104	102	1	

(注) 1 自己株式数の増加104千株は、2023年11月7日の取締役会決議による自己株式の取得104千株及び単元未満株式の買取請求による取得0千株であります。

2 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	9,508
関連法人等株式	1,269
合計	10,777

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式であります。

2. その他有価証券 (2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	10,056	9,884	172
	国債	4,597	4,482	114
	地方債	960	902	57
	短期社債	4,499	4,499	0
	社債	－	－	－
	その他	64,476	64,127	348
	外国債券	58,532	58,196	336
	その他	5,943	5,930	12
	小計	74,532	74,011	521
	貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	254,067	267,567
国債		176,290	186,041	△9,750
地方債		14,859	15,134	△274
短期社債		8,999	8,999	△0
社債		53,917	57,392	△3,474
その他		298,779	308,305	△9,526
外国債券		237,435	245,669	△8,234
その他		61,344	62,636	△1,292
小計		552,846	575,873	△23,026
合計		627,379	649,884	△22,505

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0
組合出資金	100

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	66,092	468	—
国債	66,092	468	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	81,959	793	—
外国債券	81,959	793	—
その他	—	—	—
合計	148,051	1,261	—

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,148	13,148	—	—	—

(注) 1. 当事業年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	7,050百万円
繰延ヘッジ損失	989
貸倒引当金	604
ポイント引当金	361
未払事業税	307
賞与引当金	255
関係会社株式償却	247
その他	416

繰延税金資産小計 10,232

評価性引当額 △247

繰延税金資産合計 9,985

繰延税金負債

  その他有価証券評価差額金 △159

  繰延ヘッジ利益 △1,060

繰延税金負債合計 △1,219

繰延税金資産の純額 8,765百万円

(収益認識関係)

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	994円26銭
1株当たりの当期純利益金額	157円74銭



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

住信SBIネット銀行株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑 岡	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 田	峻 輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 畑 岡 哲

公認会計士 須 田 峻 輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に直接又はオンライン形式等で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名が子会社の監査役を兼職していた子会社についてはこれら兼職している常勤監査役が当該子会社の監査役として当該子会社の取締役会に出席するほか、その他の子会社も含め子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役員等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

住信SBIネット銀行株式会社 監査役会

常勤社外監査役 石 崎 敏 郎 ㊟

常勤社外監査役 藤 田 俊 晴 ㊟

社 外 監 査 役 日 高 真 理 子 ㊟

社 外 監 査 役 岩 下 直 行 ㊟

(注) 監査役 石崎敏郎、監査役 藤田俊晴、監査役 日高真理子、監査役 岩下直行は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

スマートフォンやタブレット端末から右記の「QRコード」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



**日時** 2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

**会場** ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM H+I  
東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー 9階



## 交通のご案内

### 東京メトロ六本木一丁目駅（西改札直結）

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

六本木一丁目駅から  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
(住友不動産六本木グランドタワー)へは、  
西改札のご利用が便利です。

### お願い

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

(注) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

